

七尾看護専門学校学則

(令和 5 年度)

目 次

- 第 1 章 総 則 (第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第6条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日 (第7条・第8条・第9条)
- 第 3 章 入学、転入学、転学、休学、復学、退学及び除籍 (第10条～第21条)
- 第 4 章 教育課程 (第22条)
- 第 5 章 学習の評価・単位の認定・卒業の認定 (第23条～第28条)
- 第 6 章 賞 罰 (第29条・第30条)
- 第 7 章 健康管理 (第31条)
- 第 8 章 授業料 (第32条・第33条)
- 第 9 章 職員組織及び運営 (第34条・第35条)
- 第10章 弁 償 (第36条)
- 第11章 雑 則 (第37条・第38条)

- 附 則
- 附 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づく看護師となるに必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、七尾看護専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本学校の位置を、石川県七尾市なぎの浦 156 番地に置く。

(課程、学科及び入学定員)

第 4 条 本学校の課程、学科及び定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員
看護師三年課程（全日制）	看護学科	40人	120人

(修業年限)

第 5 条 看護学科の修業年限は 3 年とする。

(在学期間)

第 6 条 看護学科の学生は 6 年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 9 条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

三 夏期休業 7 月 25 日から 8 月 31 日までの間で 4 週間以上 6 週間以内とする。

四 冬期休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

五 学年末休業 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

2. 学校長は、必要により第 1 項の休業日は、変更することができる。

3. 第 1 項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

第3章 入学・転入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第 11 条 本学校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とする。

(入学の出願)

第 12 条 本学校に入学又は転入学を希望する者は、所定の期日までに、所定の書類様式第1号若しくは様式第2号)に入学検定料を添えて願いでなければならない。

2. 高等学校卒業生においては卒業証明書又は卒業見込証明書を必要とする。
3. 推薦による入学を希望する者は、第1項に定める者のほかに、所定の推薦書(様式第3号)を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 13 条 入学を志望する者に対しては、学力調査、出身学校長の調査書及び面接により選考を行なう。

2. 推薦による入学を希望する者がある時は、学校長は、前条及び前項の規定を準用選考の上、入学を許可することができる。
3. 社会人で入学を希望する者がある時は、学校長は、前条および第1項の規定を準用選考の上、入学を許可することができる。

(入学手続き及び入学などの許可)

第 14 条 前条の選考により合格した者は、入学金を納入し、所定の書類(様式第4号)を提出しなければならない。

2. 学校長は前項の手続きを完了した者に対し、入学または転入学を許可する。

(休学)

第 15 条 学生は傷病その他やむを得ないと認められる理由により、引き続き3ヶ月を超える期間修学できないときは、休学願(様式第5号)を学校長に提出し、許可を受けて休学することができる。

2. 前項の理由が傷病によるもので、学校長が必要と認める場合は医師の診断書を添えるものとする。
3. 前項の休学期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。
5. 病気その他の理由により、修学することが不適當と認められる者に対して、学校長は休学を命ずることができる。

(休学期間の延長)

第 16 条 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

ただし、特別の理由がある場合には、学校長は、その期間の延長を許可することができる。

(復 学)

第 17 条 休学期間満了の場合、又は休学期間内であっても、その理由が消滅した場合には復学願（様式第 5 号）を学校長に提出し許可を受けて、復学することができる。

2. 学校長は、本校を退学した者に限り、退学した理由を考慮し復学を許可することができる。

(退 学)

第 18 条 学生が退学しようとする時は、理由を記した書類（様式第 5 号）を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 学校長は、次の各号の一に該当するものに対し、退学を命ずることができる。
 - 一 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
 - 二 成業の見込がないと認められる者
 - 三 第 6 条に規定する期間を越えた者
 - 四 看護学生として不相当と認められる者
 - 五 授業料を納期までに納入せず、かつ、督促しても納付しない者

(転 入 学)

第 19 条 他の看護師学校養成所で 1 年以上履修した者で、本学校に転入学を志望する者がある時は、学校長は、欠員のある場合に限り選考の上、それぞれの相当年次に転入学を許可することができる。

2. 第 1 2 条・第 1 3 条及び第 1 4 条の規定は、転入学の場合に準用する。
3. 前項の規定により転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び時間数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。

(転 学)

第 20 条 学生が他の看護師学校に転学を希望しようとするときは、理由を記した書類（様式第 6 号）を添えて学校長に願い出、許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 21 条 学校長は次の各号の一に該当する者を、その保証人に通知した上で除籍する。

- 一 死亡の届け出のあった者
- 二 行方不明の届け出のあった者

第 4 章 教 育 課 程

(授業科目及び時間数)

第 22 条 本学校における授業科目及び時間数は、別表（1）のとおりとする。

2. 1 単位の換算は、講義・演習 15 時間～30 時間、実技・実験・校内実習 30～45 時間、臨地実習 45 時間とする。

第5章 学習の評価・単位の認定・卒業の認定

(学習の評価)

- 第 23 条 評価は、各授業科目について、その授業が終了する期の終りに行なう。学校長が必要と認めるときは、随時行なうことができる。
2. 原則として、当該科目授業時間数の3分の2以上、ただし、臨地実習は4分の3以上の出席者が、試験を受けることができる。
 3. 病気、その他やむを得ない理由により前項の試験を受けることのできなかつた者又は不合格者は、追試験又は、再試験を受けることができる

(単位の認定)

- 第 24 条 評価に合格した者に対して単位の認定を行なう。
2. 単位の認定において、1 授業科目を学習するために他の授業科目を習得しておく必要がある場合がある。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 25 条 入学前に、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は別表(2)に掲げる学校若しくは養成所で修得した単位の認定を希望する者は、学校長に願い出て許可を受けることができる。
2. 前項に規定する者には、学校長が願い出られた単位を認定した場合に限り本校履修単位の総単位数の二分の一を超えない範囲で、当該科目の履修を免除することができる。
 3. 社会福祉士及介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40号第2号の規定に該当する者で、社会福祉士介護福祉士学校養成施設で修得した単位の認定を希望する者は、基礎分野に限り学校長に願い出て許可を受けることができる。
 4. 前項に規定する者には、学校長が願い出られた単位を認定した場合に限り、当該科目の履修を免除することができる。

(卒業の認定)

- 第 26 条 学校長は、第22条に定める授業科目の全単位認定を受けた者について卒業を認める。
2. 学校長は、不合格科目を有する者についても、補習及び卒業延期等の方法により当該科目を補い単位認定を受けることにより卒業を認めることができる。
 3. 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(再履修)

- 第 27 条 単位不認定のため卒業認定がされなかった学生は、不認定となった授業科目を在学許可期間内において再履修しなければならない。

(称号の授与)

- 第 28 条 第26条により、看護師三年課程看護学科の卒業を認定された者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第 29 条 学校長は表彰に値する行為を行なった学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第 30 条 本学校規則もしくは学校長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があつた者は、所定の手続きによって懲戒する。

2. 懲戒の種類は戒告、謹慎、停学及び退学とする。

3. 停学が引き続き3ヶ月以上にわたる時は、その期間は在学期間に算入しない。

第7章 健康管理

(健康管理)

第 31 条 学校長は、学生に対して1年に1回以上健康診断を実施する。

第8章 授業料

(納付義務)

第 32 条 学生は、在学中授業料を納めなければならない。

(授業料の額)

第 33 条 授業料の額は、学校長が別に定めるところによる。

第9章 職員組織及び運営

(職 員)

第 34 条 本学校に次の職員をおく。

学 校 長	1 名
副学校長	3 名以内
健康管理医	1 名
教務主任	1 名
実習調整者	1 名
専任教員	6 名以上
事 務 長	1 名
専任事務員（専任）	1 名
教務事務員（専任）	1 名
非常勤講師	40 名以上

2. 職員の分掌は別に定める。

(学校運営)

第 35 条 本学校の円滑なる運営と教育内容の充実・向上をはかるため、学校運営会議・学校管理会議・入試会議及びその他別に定める会議を設ける。

2. 学校運営会議は、学校長が年2回以上招集し、その議長となる。ただし学校長が必要と認めた場合には、臨時に会議を招集することができる。

- 1) 会議の委員は、学校長・副学校長・健康管理医・教務主任・事務長・
医師会長・副会長・医師会学校担当理事とする。
- 2) 当会議は3分の2以上の出席を持って成立するものとする。ただし、可否同数
の場合は、議長の決するところによる。
- 3) 本会議において、主に次の事項について協議するものとする。
 - (1) 学校の規則・規程に関する事項
 - (2) 学校の人事に関する事
 - (3) 学校運営・管理に関する事項
 - (4) 卒業認定に関する事項
 - (5) その他必要な事項
3. 学校管理会議は月2回定期的に開催し、学校長がその議長となる。ただし、
必要と認めた場合には臨時に会議を招集する。

- 1) 会議の委員は、学校長・副学校長・健康管理医・教務主任・事務長とする。
- 2) 本会議において、主に次の事項について協議するものとする。
 - (1) 予算編成に関する事項
 - (2) 学校運営に関する事項
 - (3) 職員の人事に関する事項
 - (4) 学生の成績評価に関する事項
 - (5) 教育に関する事項
4. 入試会議は、学校長が入学試験前後に2回以上招集し、その議長となる。
 - 1) 会議の委員は、学校長・副学校長・健康管理医・教務主任・事務長・医師会
長・副会長・医師会学校担当理事とする。
 - 2) 本会議において、主に次の事項について協議するものとする。
 - (1) 入学試験要項に関する事項
 - (2) 合格判定に関する事項

第10章 弁 償

(弁 償)

- 第 36 条 学校の施設・設備等を毀損し、又は亡失させた時は、直ちに学校長に届出し、
その損害を弁償しなければならない。

第11章 雑 則

(保 証 人)

- 第 37 条 保証人2名のうち1名は身元引受人でなければならない。
2. 学生は保証人に変更があった場合は、すみやかに書類（様式第7号）で
学校長に届け出なければならない。

(細 則)

第 38 条 本学則施行に関し、必要な細則は別に定める。

附 則

1. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則の変更にあたっては、学校運営会議の議を経なければならない。
なお学校教育法第 82 条の 8 第 1 項に関する事項については、石川県知事の許可を受けなければならない。

附 則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(第八次改定)
2. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第九次改定)
3. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第十次改定)
4. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第十一次改定)
5. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第十二次改定)

別表 (2)

1. 歯科衛生士法第 12 条第 1 号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第 2 号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
2. 診療放射線技師法第 20 条第 1 号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
3. 臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
4. 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第 12 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
5. 視能訓練士法第 14 条第 1 号又は第 2 号の規定により指定されている学校または視能訓練士養成所
6. 臨床工学技士法第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
7. 義肢装具士法第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
8. 救急救命士法第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
9. 言語聴覚士法第 33 条第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

分野	科	目	名	単位数	時間数	分野	科	目	名	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基礎	国語	表現	1	15	専門分野	地域・在宅看護論	暮らしを支える看護	I	1	15	
		英語		1	30			暮らしを支える看護	II	1	15	
		人間関係論		1	15			暮らしを支える看護	III	1	15	
		人間関係論	演習	1	30			地域・在宅看護方法論	I	1	30	
		看護と教育		1	15			地域・在宅看護方法論	II	1	30	
		家政学		1	15			地域・在宅看護方法論	演習	1	20	
		地域・在宅看護論	合計	6	125							
	人間と生活・社会の理解	理科	総合	1	15		母性看護学	母性看護学	概論	1	30	
		情報科	学	1	30			妊婦・産婦の看護		1	30	
		看護と情報		1	15			褥婦・新生児の看護		1	30	
		倫理	学	1	30			母性看護方法論	演習	1	30	
		能登の自然と文化		1	15			母性看護学	合計	4	120	
		レクリエーション	概論	1	15			小児看護学	小児看護学	概論	1	30
		保健	体育	1	20				子どもの病気		1	15
初年次	セミナー	1	15	小児看護方法論		1	30					
基礎分野	合計	14	275	小児看護方法論	演習	1	30					
				小児看護学	合計	4	105					
				成人看護学	成人看護学	概論	1		30			
					成人看護方法論	I 演習	1		30			
					成人看護方法論	II 演習	1	30				
					成人看護方法論	III 演習	1	30				
					成人看護方法論	IV 演習	1	30				
					成人看護方法論	V 演習	1	30				
					成人看護学	合計	6	180				
専門基礎分野	人体の機能構造	解剖生理学	I	1	30	老年看護学	老年看護学	概論	1	30		
		解剖生理学	II	1	30		老年看護方法論	I	1	30		
		解剖生理学	演習	1	15		老年看護方法論	II	1	30		
		看護のための解剖		1	15		老年看護方法論	演習	1	20		
		栄養学		1	15		老年看護学	合計	4	110		
	疾病の成り立ちと回復の促進	生化学	学	1	15		看護の統合と実践	臨床看護技術	演習	1	30	
		薬理学	学	1	30			看護管理		1	30	
		微生物学	学	1	30	看護研究			1	30		
		治療論	I	1	30	災害看護			1	15		
		治療論	II	1	30	医療安全			1	15		
		病態疾病論	総論	1	15	看護の統合と実践		合計	5	120		
		病態疾病論	I	1	30	専門分野		合計	44	1140		
		病態疾病論	II	1	30	基礎看護学	基礎看護学	実習	I	1	45	
		病態疾病論	III	1	30		基礎看護学	実習	II	2	90	
		病態疾病論	IV	1	30		基礎看護学	実習	III	2	90	
		病態疾病論	V	1	30		老年看護学	実習	I	2	90	
		病態疾病論	VI	1	15		老年看護学	実習	II	2	90	
		病態疾病論	VII	1	15		成人看護学	実習	I	2	90	
	臨床検査		1	15	成人看護学		実習	II	2	90		
	健康支援と社会保障制度	総合医療論		1	15		看護学	母性看護学	実習		2	90
		公衆衛生		1	15			小児看護学	実習	I	1	45
		社会福祉		1	30		小児看護学	実習	II	1	45	
		社会福祉	演習	1	15	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論	実習	I	1	45	
		関係法	規	1	15		地域・在宅看護論	実習	II	1	45	
	衛生	統計	1	15	精神看護学		実習	I	1	45		
精神看護学	実習	II	1	45								
専門基礎分野	合計	25	555	統合	実	2	90					
専門分野	基礎看護学	看護学	概論	1	30	臨地実習	合計	23	1035			
		看護技術	I 演習	2	45	総合	計	106	3005			
		看護技術	II 演習	2	45							
		看護技術	III 演習	2	45							
		援助の統合	演習	2	60							
		臨床看護	総論	1	30							
		看護過程	演習	1	30							
	基礎看護学	合計	11	285								
	精神看護学	精神看護学	概論	1	30							
		精神保健		1	15							
精神看護		方法論	1	30								
精神看護		方法論	演習	1	20							
精神看護学	合計	4	95									